

国民健康保険にご加入で出産する方へ

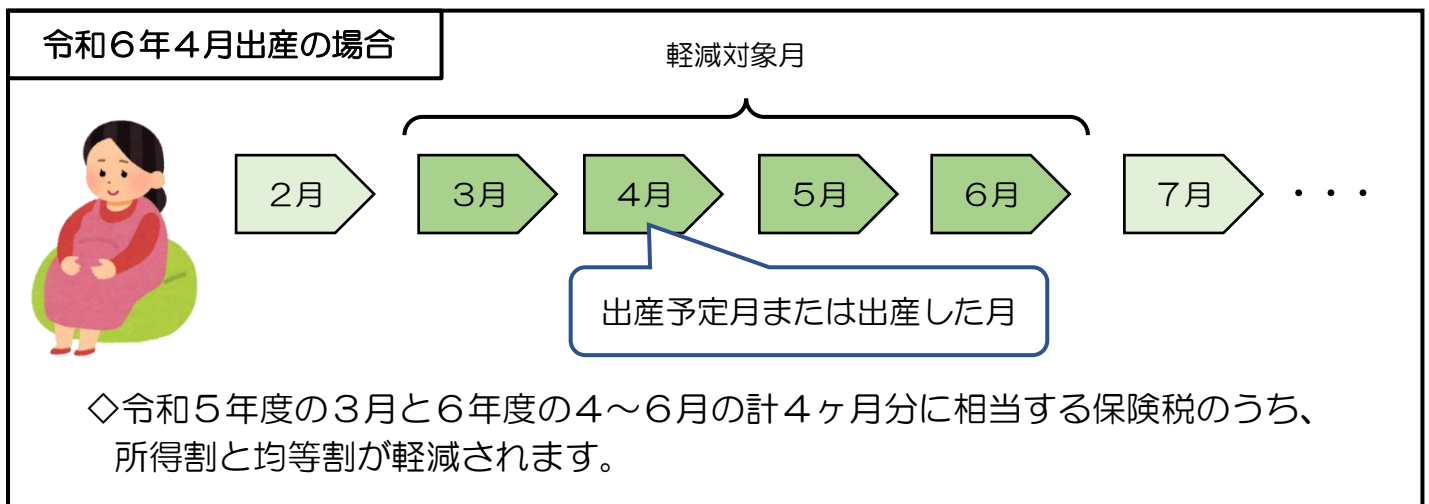
国民健康保険税の軽減を受けられます！

産前産後に働くことができず所得が減少する世帯の経済的負担を軽減する観点から、産前産後期間に係る国民健康保険税が軽減されます。

◎適用開始 令和6年1月

◎軽減対象となる保険税

⇒出産する方の国民健康保険税のうち、出産前月から出産翌々月の最大4ヶ月相当分（ただし、2人以上出産の場合は出産3ヶ月前からの最大6ヶ月相当分）



◎軽減が受けられる方

⇒出産する方で、上記「軽減対象月」に富谷市国民健康保険の資格がある方（出産とは妊娠85日以上の分娩を指し、早産、死産、人工妊娠中絶を含む流産の場合も対象となります。）

◎申請方法

⇒母子健康手帳を持参の上、市役所税務課又は出張所の窓口で申請書を提出してください。なお、出産前申請は出産予定日より半年前から可能です。

◇同じ世帯内であればご本人以外の方が手続きしても構いません。

裏面へ

計算例

注) 世帯内で出産する方以外に国民健康保険加入者がいても、軽減対象は出産する方に係る金額のみとなります。

※課税年度の前年1～12月の収入を元に計算を行います。
(例：令和6年度課税分の計算に用いられるのは、令和5年1～12月の所得です)

◎計算例その1

⇒夫 35 歳 (世帯主)、会社員、所得 300 万円

妻 34 歳、パート、所得 100 万円の場合

軽減前：97,500 円／年額



軽減後：73,900 円／年額

軽減される所得割：13,600 円
均等割：10,000 円
合計) 23,600 円

◎計算例その2

⇒夫 35 歳 (世帯主)、自営業、所得 40 万円

妻 34 歳、専業主婦、所得 0 円の場合

軽減前：25,900 円／年額



軽減後：22,900 円／年額

軽減される所得割：0 円
均等割：3,000 円
合計) 3,000 円

◎計算例その3

⇒夫 41 歳 (世帯主)、自営業、所得 300 万円

妻 41 歳、自営業、所得 100 万円の場合

軽減前：392,200 円／年額



軽減後：362,000 円／年額

軽減される所得割：17,000 円
均等割：13,200 円
合計) 30,200 円

国民健康保険税は年額を算出後、その額を納期（最大 10 回）ごとに割り振っています。よって、4ヶ月分の金額を軽減したことで納期が4回減るものではありませんのでご注意ください。

詳しくは
お問い合わせください

富谷市 市民生活部
税務課 保険税担当
TEL 022-358-3164
FAX 022-358-9915